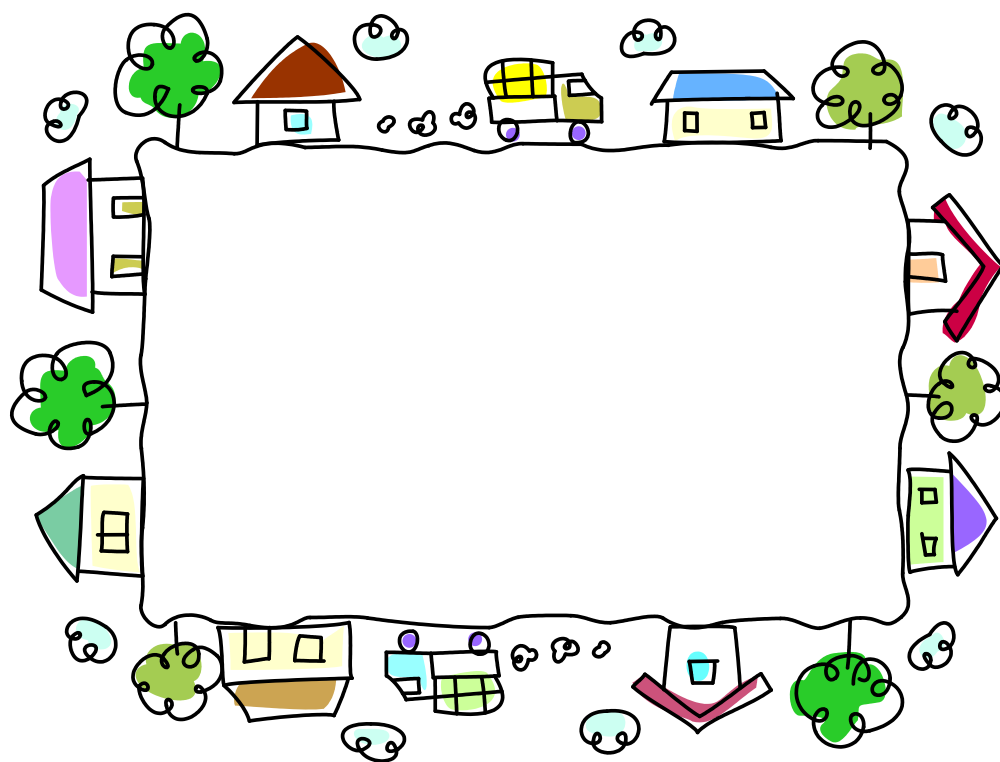


# 学校いじめ防止基本方針



令和8年3月改訂

杵築市立大田小学校

## 目 次

|                    | P |
|--------------------|---|
| 1 学校いじめ防止基本方針      | 1 |
| 2 いじめとは            |   |
| (1) いじめの定義         | 1 |
| (2) いじめに対する基本的な考え方 | 2 |
| 3 いじめ防止の基本的な方向と取組  |   |
| (1) 指導体制、組織体制      | 2 |
| (2) 年間指導計画         | 3 |
| 4 いじめ防止の措置         |   |
| (1) いじめの予防         | 4 |
| (2) 早期発見           | 4 |
| (3) いじめの対応         | 5 |
| ①児童・観衆・傍観者への対応     |   |
| ②保護者及び関係機関との連携     |   |
| 5 ネットいじめへの対応       | 7 |
| 6 重大事態への対応         | 7 |

# 1 学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、児童の命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、すべての児童に関する問題である。

本校においては、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめ防止の対策を行っていかなければならない。

児童一人ひとりが自他を大切にし、互いに尊重し合う心豊かな人間性と社会性を育て、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。また、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童の理解を深め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定め対策を行う。

## 2 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いも含め、重要なことは、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (4) 具体的ないじめの態様 (例)
  - ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
    - ・身体や動作について不快なことを言われる
    - ・言葉遣い、発音等について執拗に真似される
    - ・存在を否定されたり、嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
  - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
    - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる、席を離される

- ・遊びやゲームに入れてもらえない など

③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・強弱を問わず身体をたたかれたり、触っていないふりをされたりする
- ・殴られる、蹴られるが繰り返される
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる など

④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・脅かされ、お金を取られる
- ・靴に画鋸やゴミを入れられる、写真や鞆、靴等を傷つけられる など

⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
- ・大勢の前で衣服を脱がされる
- ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる など

⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される など

(5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。特に、早期発見にあっては、児童の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ防止対策は、いじめがすべての児童等に関する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。

いじめの防止対策は、すべての児童がいじめを行わず、これを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 3 いじめ防止の基本的な方向と取組

#### (1) 指導体制、組織体制

##### ①子どもに関する情報を教職員全体で収集し課題を共有する体制

- ・「報告・連絡・相談」の徹底・短時間での情報交換

定例の時間の確保（水曜日：気になる子の出し合いと同時に日常的な情報交換）

##### ②学校の指導方針が、現状と課題を踏まえた確に教職員へ伝わる体制

- ・情報が素早く校長に集まるシステムの構築

##### ③「いじめ防止・不登校対策委員会」の設置（校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭）

- ・学校いじめ防止基本方針の作成及び見直し・年間指導計画の作成
- ・いじめが疑われる案件の事実確認及び判断・配慮を必要とする児童への支援
- ・観察やアンケート等による情報収集・いじめに関する研修の企画・立案・実施

#### (2) 年間指導計画

|     | 指導等の内容   |  |  |
|-----|--|--|--|
|     | 教職員  | 児童   | 保護者・地域   |
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止基本方針検討・共通理解</li> <li>○いじめ対応会議編成</li> <li>○情報交換・指導記録の引き継ぎ</li> <li>○見守り体制整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き・学級のルールづくり</li> <li>○行事を通じた人間関係づくり(お迎え遠足)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策についての啓発(PTA総会、学級PTA)</li> </ul>                       |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○見守り活動・教育相談</li> <li>○情報交換</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○たてわり班活動</li> <li>○行事を通じた人間関係づくり(修学旅行)</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問・面談での情報交換</li> </ul>                                   |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○見守り活動・教育相談</li> <li>○情報交換</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○たてわり班活動</li> </ul>                                       |  |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○見守り活動・教育相談</li> <li>○情報交換</li> <li>○いじめについてのアンケート集約、分析</li> <li>○学校評価</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○たてわり班活動</li> <li>○アンケート調査</li> <li>○人権学習</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策についての啓発(人権教育参観)</li> <li>○保護者との情報交換(学級PTA)</li> </ul> |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導・児童理解研修参加、還元</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の方との人間関係づくり(公民館学校)</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評議員会、学校関係者評価委員会での意見交換</li> </ul>                         |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○見守り活動・教育相談</li> <li>○情報交換</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○たてわり班活動</li> <li>○行事を通じた人間関係づくり(運動会)</li> </ul>          |  |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○見守り活動・教育相談</li> <li>○情報交換</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○たてわり班活動</li> <li>○行事を通じた人間関係づくり(稲刈り・遠足)</li> </ul>       |  |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○見守り活動・教育相談</li> <li>○情報交換</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○たてわり班活動</li> <li>○行事を通じた人間関係づくり(教育文化祭)</li> </ul>        |  |

|     | ○人権教育集会を通じた人権教育   | ○人権教育集会を通じた人間関係づくり  |   |
|-----|---|---|---|
| 12月 | ○見守り活動・教育相談<br>○情報交換<br>○いじめアンケート集約・分析<br>○学校評価                                     | ○たてわり班活動<br>○行事を通じた人間関係づくり(校内マラソン大会)<br>○アンケート調査                        | ○保護者との情報交換(学級PTA)<br>○学校評議員会、学校関係者評価委員会での意見交換 |
| 1月  | ○見守り活動・教育相談<br>○情報交換  | ○たてわり班活動<br>○行事を通じた人間関係づくり(なわとび大会)<br>○中学校入学に向けた人間関係づくり(体験入学)           |   |
| 2月  | ○見守り活動・教育相談<br>○情報交換  | ○たてわり班活動<br>○行事を通じた人間関係づくり(新入学児説明会)                                     | ○学校評議員会、学校関係者評価委員会での意見交換                      |
| 3月  | ○見守り活動・教育相談<br>○情報交換<br>○1年間の仲間づくりの振り返り<br>○記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成<br>○小中連携のための連絡会 | ○たてわり班活動<br>○行事を通じた人間関係づくり(お別れ遠足、6年生を送る会、卒業式)<br>○学級の仲間づくりについての1年間の振り返り | ○保護者との情報交換(学級PTA)                             |

#### 4 いじめ防止の措置

##### (1) いじめの予防～仲間づくり・絆づくりで未然防止～

###### ①教師の基本姿勢

いじめは、学級集団の状態が強く影響する。言動も含めて子どもとの接し方を担任をはじめ全教職員が常に振り返る姿勢をもつ。

###### ②落ち着いた生活環境

学級のきまりやルール、善悪等の基準を子どもにわかりやすく明確にする。

###### ③「わかる授業」の実践

わかる授業をめざして、どの子どもも授業の中で活躍できる場を設ける。さらに、全教育活動を通じて、心を豊かに育み人間関係を豊かにする工夫を盛り込む。

###### ④保護者との信頼関係

保護者との信頼関係づくりに努め、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの予防に取り組む。

## (2) 早期発見

### ①観察

授業をはじめ、朝の会や帰りの会、給食時間や休み時間、その他生活全般にわたり、子どもの様子に注意をはらい、子どものサインを見逃さない。学級担任だけでなく養護教諭、学校司書、用務員など全教職員が子どもの様子を注意深く観察し、気づいたことがあれば学級担任に知らせる。

### ②情報収集

連絡ノートや電話による家庭連絡を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集する。また、PTAや地域の方々からの情報収集に努める。

### ③アンケート調査等

毎学期ごとの「いじめに関するアンケート調査（無記名式）」を実施し、子どもの状況の把握に努める。学期ごとに実施することで、いじめを訴えやすい体制をつくり、いじめを生まない土壌づくりと早期発見につなげていく。

### ④教育相談の実施

いつでも・どこでも相談できる環境をつくる。いじめられている子どもが一人で悩みを抱え込まないように、問題に直面する教師が一人で悩まないように、校長以下全教職員が「いじめ解消」に向けて取り組む体制をつくる。

## (3) いじめの対応～具体的な支援～

### ①児童や友人・知人（観衆・傍観者）への対応

|        | いじめられた児童への支援                         | いじめた児童への指導   | 観衆・傍観者への指導・支援                           |
|--------|--------------------------------------|--|---|
| 教師の対応  | 共感的に受け止める姿勢で対応                       | 毅然とした態度で対応（懲戒・出席停止）                                | みんなで守るという姿勢で対応                          |
| 伝えること  | ・学校として「何とんでも守る」という姿勢                 | ・いじめは決して許されないこと<br>・いじめられた心の痛み、自分の行為が重大な結果につながったこと | ・いじめられた心の痛み<br>・いじめを知った時、大人に知らせる勇気をもつこと |
| 確認すること | ・身体の被害状況<br>・金品の被害状況<br>・カウンセリングの必要性 | ・カウンセリングの必要性                                       | ・カウンセリングの必要性                            |
| 留意すること | ・再発や潜在化<br>・PTSD                     | ・加害者の心理的背景・加害者が被害者になること                            | ・観衆、傍観者も被害者になること                        |

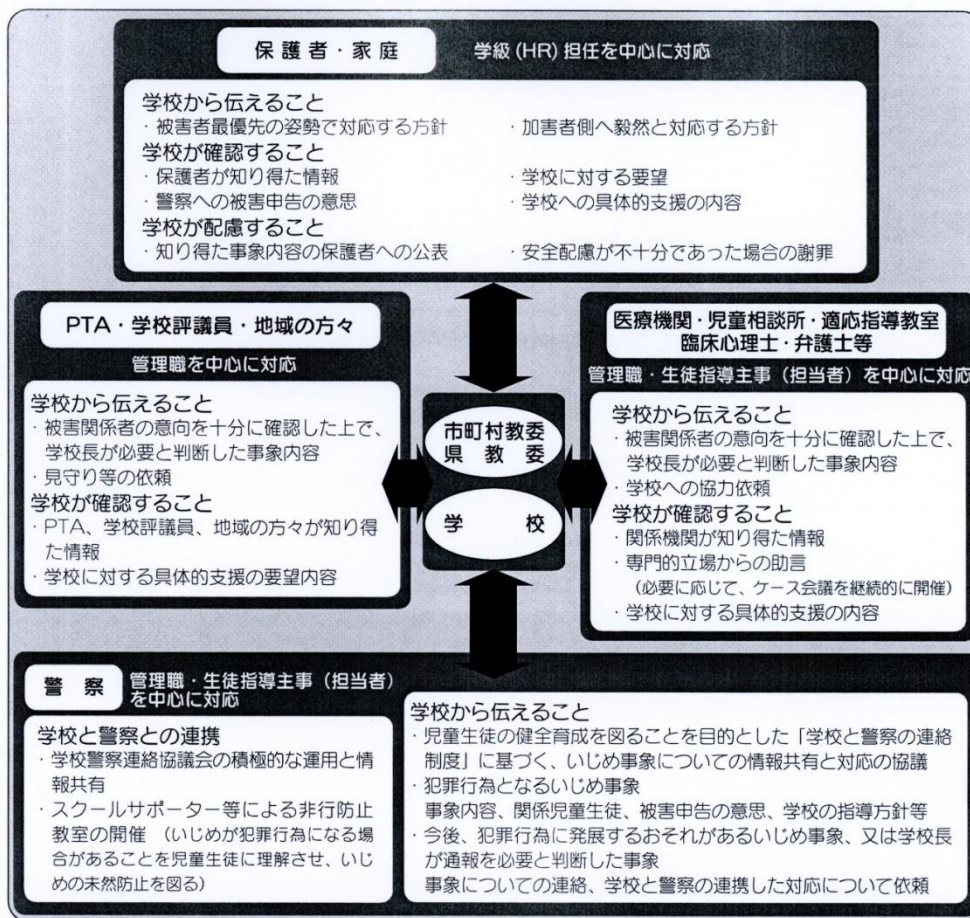
## ②保護者及び関係機関との連携

いじめの問題への対応は、解決が困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との連携が必要である。

また、警察（大田警察駐在所）や市子育て応援室等との適切な連携を図るため、日頃より「情報共有」を行う。

さらに、大田地区全体で児童を見守り健やかな成長を促すため、大田地区ふるさと作り協議会や大田地区ネットワーク会議・大田地区青少年健全育成協議会などの組織との連携を強化し、学校関係者と保護者、家庭、地域がさらに組織的に協働する体制をつくる。

### 保護者・関係機関との連携



### いじめと犯罪はつながっている

|                           |  |                      |
|---------------------------|--|----------------------|
| いじめの態様例                   | 暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする (被害者が13歳未満は、暴行や脅迫がなくても該当)                     | 強制わいせつ罪 刑法176条       |
|                           | 水や泥をかける 叩く 蹴る 罵る 小突く 物をぶつける 糞ぐらをつかむ 押し倒す 髪の毛を引っ張る/切る つねる プレスごっこ 強要 | 暴行罪 刑法208条           |
|                           | 上記の行為等により、けがを負わず 火を押しつける   | 傷害罪 刑法204条           |
|                           | 言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す  | 脅迫罪 刑法222条           |
|                           | 性的行為を強要する 裸になることを強要する  | 強姦罪・強要罪 刑法177・223条   |
|                           | インターネット上や黒板等において、実名を挙げて中傷する  | 名誉毀損罪・侮辱罪 刑法230・231条 |
|                           | 他人の持ち物を盗む 自分の欲しい物を、他人に盗ませる   | 窃盗罪 刑法235条           |
|                           | 金銭や物品を要求する   | 恐喝罪 刑法249条           |
|                           | 持ち物を壊す 捨てる 落書きする 服を破る (物の形状が元に戻らない程度)                              | 器物損壊罪 刑法261条         |
|                           | 裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する 裸の写真をメールで送信する/インターネット上に掲載する                      | 児童売春・児童ポルノ禁止法        |
| 人を教唆 (飛び降りろなどと言う) して自殺を促す | 自殺教唆 刑法202条  |                      |

※被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪。 ← 下線部は、報告罪(注)

## 5 ネットいじめへの対応

### (1) 「ネット上のいじめ」とは

- 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

### (2) 「ネット上のいじめ」の具体例

- パソコンや携帯端末から、ネット上の掲示板、ブログ、プロフ等に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。
- ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報を無断で掲載する。
- 特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を不特定多数の携帯端末等にメールで送信する。
- 特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子どもの社会的信用を貶める行為などを行う。

### (3) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

#### ①児童生徒への対応

- 被害児童生徒への対応  
きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す姿勢をもつ。
- 加害児童生徒への対応  
加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べる。
- 全校の児童生徒への対応  
個人情報保護など十分な配慮のもとで全校児童への指導を行う。

#### ②保護者への対応

- 迅速に連絡し家庭訪問を行い、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

#### ③書き込みのサイトへの削除依頼

- サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に依頼する。

## 6 重大事態への対応

### ① 重大事態とは

#### ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

#### イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは迅速に調査に着手する。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時

### ② 重大事態の対応とは

#### 校内に重大事態の調査組織「いじめ対策委員会」を設置

(校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭・学級担任)

特に必要な場合は弁護士・医師・教育委員会

- いじめの認知(状況把握、杵築市教育委員会へ報告)
- 方針決定(いじめ防止委員会にて調査方針や方法の協議・決定)
- 調査実施(調査結果、事実関係の把握、杵築市教育委員会へ報告)
- 指導・支援(いじめ問題の解決への指導及び児童への支援)
- 再発防止対策
- 継続的な指導・経過観察
- 事態収束の判断